

―百人夫方代勤―人馬方―押方―郷筒世話方―子供役格―帯刀御免の者―口屋番の順であった。続いて下踏みが農兵―郡医―御手当―郷筒―准農兵―平百姓の順であった〔長井大庄屋日記〕。

⑦ 当初は、上踏みも下踏みも同じ場所で像踏みを行ったが、文久元年（一八六二）の絵踏から上踏みの者は椽側で、下踏みの者は雨覆いの上家を掛けた所で踏むことになった。

⑧ 安政三年（一八五六）の宗門改め・絵踏以降、年貢早期皆済の者には酒二升を与えて褒賞し、絵踏の免除（抜け踏み）をした。また、俵拵えの良い者も絵踏の免除をした。絵踏が義務付けられていない女性でも、年貢の早皆済、俵拵えの良い者には銀一両の褒賞を与えた〔国作手永大庄屋日記〕。このように、宗門改め・絵踏にあたっては、褒賞制度が行われ、勸業・勸農が奨励されたのである。

⑨ 安政三年（一八五六）、オランダ商館長ドンクルッキュルシウスは、絵踏の廃止を長崎奉行に進言、同五年（一八五八）に長崎の絵踏は停止された。中津藩の絵踏は万延元年（一八六〇）閏三月に廃止となり〔惣町大帳〕、小倉藩の絵踏は慶応三年（一八六七）の実施が最後で、藩が持っていた踏絵が同年の小倉戦争（長州戦争）で焼

失したのを契機に、以後廃止された。そして、絵踏制度は、明治四年（一八七二）に全面的に廃止された。

第三節 地域社会の変容と制度改革

享保飢饉

延宝二年（一六七四）、三年と連続して大暴風雨が襲来、延宝七年の大暴風は大凶作をもたらした、翌八年も二年連続の凶作となった。しかし藩は年貢徴収をゆるめることなく農村では餓死するものもあった。宝永二年（一七〇五）、同七年は暴風雨で収穫は減少している。享保期に入っても同四年から六年、同九年と暴風雨・洪水で、九年には幕府が小倉藩に五〇〇〇石の救援米を支給した。そして享保十七年は、小倉藩領では「前の五月末方より雨降りだし、閏五月廿七日迄雨降り続き、右の内四日ほど降らず日あり、その余は昼夜ともに降り通し」（『四日市村年代記』）と長雨が降り「享保十七壬子年、大飢饉拔書、麦作赤手入大寿（麦）五歩小麦二歩也、五月閏は雨降事五十日、此時に当り人民夥敷病む」（『倉府見聞集』『豊前叢書』第二卷、『福岡県史資料』第三輯）と長雨による麦不作と多数の病者発生という状況であった。これに決定的な追い打ちをかけたのが「七月上旬より小倉領中稲虫夥く損毛あり」（『小倉藩政雑誌・歴代藩主五・三代忠基』『豊前叢書本輯』第八号、四七頁）という蝗虫こうちゅうの甚大な被害であった。「実

盛さんは、ごー死んだ、その虫は御供で、アトツケ、マンヅケ、エイホイ、ワーイ」（築上郡文化財協会「ふるさとのうた」）あるいは「実盛さんは、加賀の国の篠原で、おりょんしよを構えて、根虫・葉虫・こんか虫・よろず虫の御供で、エーイ、エーイ、ワー」（同上）などの虫送りの行事もなされたことは、「村々小糠虫付候にて（中略）寒田（さわだ。現築城町）にて、実盛人形こしらえ、かね・太鼓を打ち、子供に紙のほりとも持せ候て、寒田より下り、追下し候はば、村々受取り、追下し候へと申し付け候（『安武手永大庄屋日記』 豊津町歴史民俗資料館蔵、『豊津町史』上巻、一一四六頁）からも知られるが、残念ながらその効果はみられず被害は甚大であった。上毛郡所在の大富神社（豊前市）史料は「子ノ年稲くさり国中かいそん（皆損）也、種子なしニ成ル」（仮題「年代記」）あるいは「七月ヨリイ子（稲）クサル、カイソン（皆損）ニナル、人多ク死ス」（『正徳五年より年代記』）と、端的に被害の甚大さを表現している。小倉藩は九月になって幕府へ救済を申請し、その結果一万二〇〇〇両の借用と公儀廻米があり（『小倉藩政雑誌・歴代藩主五・三代忠基』、四七〜四八頁）、またこの年の冬には「当冬に至り領中村田に付農民共追々飢渴に及ぶ。之依中津口門外馬場に小屋を被建救の施行あり」（同上、四八頁）と施行事業も見られたようだが、それでも多数の死者が出たと思われる。この飢饉の一四年後の延享三年（一七四六）、幕府巡見使への回答とし

て作成された「小倉領巡見上使心得書」（小笠原文庫）には「末々の者飢え候に付き、雑穀取り交ぜ、度々救米など差し出され候。その上公儀（幕府）よりも御廻米など仰せ付けられ、一統ありがたく存じ奉り候」と藩や幕府から救援食料米の支給があったことが記される。しかし「しかるところに、その冬より、市郡ともに殊のほか時疫流行、おびたしく人数損い、右病氣にて途中に煩い付き、道路に寝伏し候者ども、当地の者に限らずあまた御座候（中略）右飢えの上疫病相煩い、これにより損じ候者ども大勢にて御座候」と、多数の死者が出てしまったことが明記されるのである。

飢饉と勝山地域

凶作が深刻化し飢饉による死者が続出してゐる。それらによれば、「当時飢を凌ぎ居り候者も生きたる心地無く、余所のあわれ肥たる男女一人も無く、年も暮れて享保十八年と成れり」（『倉府見聞集』）と享保十八年にかけての不吉な予感が示され、それは「老人・子供・小兒・病者なる者は、前々より飢え弱り候て、村々二十人、三十人ずつ餓死」（『四日市村年代記』）あるいは「小倉より帰る人の咄^{はな}にて、曾根より狸山の間に死人十四人、道に倒れ居り候由、前後所々にて都合十五人、中津口より大橋まで、五里の間なり」（『倉府見聞集』）と、領内各所での多数の餓死者が出るにより現実化した。

ところで小倉藩には小倉開善寺住職大宙禪師が、藩命により延享元年に作り上げた過去帳がある。これによれば小倉藩領内で四万六〇〇人余り、このうち京都郡内では六〇九七人の餓死者が確認される。しかし、小倉藩領の総人口はこの享保飢饉後一三万人前後で推移しており（『北九州市史』近世編、三三三頁、表七〇）。また京都郡内の人口も同時期に一万三〇四〇〇〇人前後である（同上表七二）。

この享保飢饉後の人口動向からすれば、過去帳による死者数は極めて多く、享保十八年（一七三三）正月段階での各藩と天領の餓死者総計一万二〇〇〇人とする幕府統計（『徳川実紀』八）と比べても、過去帳の死者数は実態とはいえないとも考えられる。しかし伊勢国度合郡南島出身で日向佐土原を経て享保十年に小倉開善寺にきて修行を重ね、同十二年に同寺第十世住職となった大宙禪師は藩領全域を供養を行いながら回り、その結果作成された過去帳で、各村単位であるからこそ具体的に説得力も感じる。おそらくは飢饉発生時の享保十七年（一七三二）から過去帳完成時の延享元年（一七四四）までの死者数の総計ともみられ、また現勝山町域でいえば村の規模を反映した死者数とも思われ、飢饉後一〇年ほど餓死者数の実態がある程度表した人数とここではみておきたい。過去帳によれば、黒田手永として上黒田一七四人、下黒田一四三人、上田九三人、箕田七六人、長川五一人、宮原五三人、浦河内二九人、両矢山七

六人、岩熊四八人、池田七三人、久保手永として上野五〇人、新町（上野新町）七二人、御手水六五人、図師七一人、平尾三六人、下田二一人、上久保一七六人、中久保二人、下久保二五人、飛松一八人、菩提六八人、現町全域では餓死者が一四三〇人に及んでいる。

延享三年の幕府巡見使への返答書によればこのときの損亡状況は一四万八四七三石余、年貢収納高は六万五九七六石余という（『福岡県史資料』第二輯）。ちなみに延享三年の領内総生産高は二二万四四四九石余、物成高は九万九五〇〇石余で、これを通常年とすれば、高にして六六・一％の被害、年貢高は三三％の減収となる。

いずれにしても享保飢饉に代表されるさまざまな災害はその後、農村の窮乏化を深化させる大きな契機となったと思われる、それは農村の荒廃化と差別政策を展開させることにもなった。

差別問題

元和八年（一六二二）の人畜改帳にも「かわた・「かわや」とあるが、小笠原期にはこれが「穢多」呼称にかわったとされ、公式に使われた初見は元禄二年（一六八九）という（松崎武俊『部落解放史発掘』一六四頁）。享保七年、幕府は非人は穢多の手下として位置づける判決をし、享保八年には非人に茶筌髪を強制し、かぶりものを禁じるなど服装規定によって農工商と差別することを実現。これらを踏まえ享保十三年、一二・五％の年貢増徴をし、儉約令を出す

とともに、その追加として穢多・九品念仏・非人を対象に厳しい生活規制を發布した（田川郡添田町中村家文書。松崎前掲書一六五―六頁）。ここでは、晴眼の女性が「ごぜ（瞽女）」の弟子になった徘徊の禁止（第一条）、穢多・九品念仏・非人への宿貸し禁止（二条）、雨天時を含めた穢多・非人のかぶり物禁止（二条）、非人の歌唄い、物まねの禁止（三条）、非人による物乞いの無理強い禁止（四条）、非人小屋の家作事を禁止と切家の小屋掛への強制（四条）、非人の髪は藁か引きさき紙で茶筌にての髪結い強制（四条）、百姓・町人に対する穢多・九品念仏・非人による「我がまま」の禁止（第五条）など、百姓・町人との身分差別とそれにもなう衣服・家作などを含めた生活規制が強制された。

享保十七年、小倉藩では「触」を出した。ここでは宗門改帳について「郡中穢多男女共、悉相改、別帳にて指出可申」「非人右同断」と穢多・非人とされる人々について別帳で仕立て（第一・二条）、「穢多・非人共ニ、往来之猿牽・諸勧進・胡乱成者」が「多く御郡中徘徊」しているとしてこれを「不届」とし、もし宿賃などした場合は、死罪（第三条）とした（中村家文書。松崎前掲書一六六―五頁）。このような宗門改めの別帳仕立とその差別化は、天災や農村の窮乏化による農村人口の減少・出奔・流浪が穢多・非人の人口増加をもたらした、ということも背景の一つに想定され、流浪者の非人化による非人取締のた

めの穢多の役目の確立も必要だった。

このような動きは元文三年（一七三八）の午の年に行われ六年に一度（子年と午年）調製して幕府に提出する「人別改帳」の、被差別部落分を別帳仕立てにする先駆もなした。

また出奔百姓の増加に対する新百姓取立てに被差別民が投入されるという動きもみられた。皮革関係をはじめ商品経済の発展にともなう農村の商品作物のための様々な雑業、例えば生蠟生産のための櫨の実さらしのような、悪臭を放つ人がいやがる仕事、そのようなものに従事しながら、条件が悪い狭い耕作地へも新百姓として取り立てられた。従来の集落から離れたそのような悪条件の場所に、二軒・三軒と投入され、新しい被差別民の集落が増加してゆくことになった。このような動向も社会的・体制的な差別を受ける人々が増加する要因の一つとなった。

風俗問題と差別

ところでこのような差別問題は、村への「胡乱体うらんていの者」「盗人」などの入り込みによる地域秩序・風俗の乱れと関連してとらえられていた。寛延三年（一七五〇）の「達」（『豊津町史』上巻、九〇四頁）では、「踊り、操り」などの芸能者の村滞在を禁じ（第一条）、「盗人徘徊」し「博奕などいたす者」のような「胡乱体の者」を召し捕らえる（第二・三条）としたうえで「御郡中穢多・非人ども儀は、盗人体相しらべ申す筈のところ、右の詮議をば致さず、

かえって右体の者引きあわせ、宿をも借し候よう相聞こえ候、ただいままで不調べにいたし候儀はその分にさし免じ候、この後随分心掛け、盗人または胡乱なるものども召し捕り候よう仕るべく候」(第三条)と、穢多・非人が秩序・風俗を乱す外部からの侵入者(芸能者・盗人・胡乱者)を取り締まるべきなのに、むしろそのような者を村内に引き入れているとみていた。藩側からみれば、秩序・風俗を混乱に導く人々と差別される人々とは、ある意味で同じ範疇と考えられていたといえよう。

それは例えば宝暦十年(一七六〇)の「達」(『同上』上巻、九〇五―六頁)に「村々へ居り候非人どもは、諸人の恵みをもつて渡世致し候につき、その方角に盗人ども立ち入り申さず候や、昼夜心掛け打ち回り申すはずの所、さはこれなく、近来、盗人召し捕り、宿等の調べ致し候えば、非人小屋へ宿致し、博奕致すの趣白状に及び候、以来胡乱の者参り候は、その通りに致し置き候はば、かえって所の害を致させ候につき、穢多どもへ申し付け、存分に片付けさせ申すべきこと」(第四条)とあるように、非人の盗人行為への加担、盗人の非人小屋への宿借とそこでの博奕行為、このような胡乱者に対する穢多による捕縛、という認識・立場からもうかがえる。

惣定免制

明和元年(一七六四)ごろの施策として注目されるのは、「郡方大意」(『門司郷土叢書』第一巻など)である。これには、(1)人別・村別でやっていた検見

を廃止「惣定免」にすること、(2)そのため郡中で双免(平均免)にして、不作村の年貢未進分を余裕の村が掛米を命じられて補完する、という二点が指摘された。年貢上納額は事実上、免引(控除)により決定するが、惣定免はこの免引を実施しないため事実上は増徴となる。一方で、その年の作柄にかかわらず課税されるので、年貢を納めない未進の農民・村が出現する。この上納不足分を余裕ある他村に上納させる仕組みといえる。この方法は、年貢率の増加などによる増徴ではなかったにせよ、不作・凶作などの災害時の検見引や臨時の免引がないという点を考えるならば、享保十七年(一七三二)の飢饉を経験した農民、とくに本百姓にとつては厳しい徴収法であった。

本百姓の 更に寛政六年(一七九四)五月、御建替仕法は**救済と規制** 重要な農政施策であった。そもそもこの背景に

は明和二年「御郡中夥敷蝗虫二付」(安永文書「万歳曆上」)「方城町史」別冊・資料)、天明三年「前代未聞の御引」(岡崎文書「天明三年御用日記」、『豊津町史』上巻、八六八頁)、天明八年「物成式万三百四拾六石余ノ損毛」(「豊前旧租要略」『福岡県史資料』第八輯、五九二頁)、寛政四年「肥前嶋原大ヘン、此辺迄も大ナエ」(吉尾文書、『方城町史』別冊・資料、三〇五頁。肥前島原雲仙岳噴火は寛政四年四月一日)など、虫害や天候不順・火山爆発等の天災による凶作があった。特に寛政四年は、夏以来害虫の発生、七月に二度にわたる大風雨で稲の出穂中で被害も

大きく「六十一年之忌大變と申触、珍敷凶作」となった。このため領国中では五万八〇〇〇石の年貢免除があったといい、人々は「万民格別之餓死モ無之、皆々有難奉存、殿様祭り仕候事」であったとされる（『安永文書』、『豊津町史』上巻、八六八頁）。しかし、このようなうち重なる凶作と惣定免制の矛盾は、本百姓を基本とした体制維持は困難となりつつあった。

そのような寛政五年九月「御建替二付御条目」（香春町中西家文書）が出されたのである。内容は「此度、格別遂詮議、御郡中役人をも相減、切錢諸役目など之義二至迄、成丈減方申付」け、郡中役人の経費削減に目的があったが、それは「少々二而も下方力ニ可相成」と、領民の負担軽減に眼目があった（『豊津町史』上巻八七三～四頁）。この翌年、「御建替仕法帳」（六角家文書。『田川市史』上巻、六四〇～六五〇頁）が出たのである。

施策の根本は夫役負担の徴収転換であった。すなわち「高役目相止、人数役目被 仰付」とその基準を百姓の持高から人数、すなわち郡中の十五歳から六十歳までの本百姓・無高百姓・遊民・諸職人・諸商人などの「惣人数高二而相勤」とした（第一条）。その目的は「高持共御救之筋」（第五条）、すなわち高持である本百姓の救済と考えられる。それは次のような背景があった。つまり様々な自然災害やこれにともなう耕作人口の減少により農村には手余り地（無主地）が増大した。しかしこ

れら手余り地にも課税され続けられるので、村請の原理により村の責任で完済しなければならない。となれば必然的に村の中では自立経営の力があつた本百姓層へ負担を転嫁せざるを得なかった。ところが先述した惣定免制は改変されないうえでの対策であり、本来の意味での本百姓救済にはほど遠かった。

具体的施策は手余り地の年貢その他の不足分を補うべき費目である諸弁（わきまえ）米などをならして本百姓以外にも負担させることで、一方で年貢未進の結果潰百姓となり奉公人となったものや、帳外れとなり遊民化した者を農村労働力として確保し、人数役目（夫役）の負担者として把握し、あわせてこれらの労働力（新しい百姓層）により手余り地の減少を図ったのである。

しかしこのような施策は百姓に対する厳しい生活規制を伴うものであった。寛政三年（一七九二）十二月に出された「條目」（『福岡県史資料』第四輯、五八八頁）はそれを物語る。それによれば、「近年一統風俗悪敷相成、百姓産業を忘れ、心得違事に候」（第一条）と、最近百姓の風俗が悪く農業を忘れる心得違いのものが多くなつてきたと指摘する。そのうえで「四季耕作之義者、百姓之家業に候間、随分相励可申義、専要之事に候、近年一統凶年之難義を忘れ、様々之者数寄致し、朝夕美食酒宴遊興に押移候段相聞へ、甚以不相済事に候、以来堅相慎、質素儉約第一に相守申候、右之風俗を見馴、荒仕子、下女迄

も、食物数奇致し候様、自然と相成候」(第十六条)と凶作の苦しさを忘れ、遊興に明け暮れる生活するのは不届きであるばかりか、そのような風潮が奉公人にまで覆っていると。そして、出府に際する乗り馬の特権や衣類・参宮・神事などについても厳しい規制を課した。

寛政十年の書付

この時期、このような救済と規制は巧みに使い分けられ、領民支配は展開した。寛政

十年十月一日の「書付」(「小倉藩政・歴代藩主六・忠苗」『豊前叢書本輯』第九号、一三三四頁)では、「六郡え御救銀莫大に被下置」また「御領中貧民一統御救被成下」という方針が示され、また「鰥寡孤独之もの病身等にて身稼も難相成撫育之親類も無之位にて乞食体に至」るような人々救済を目的に「御城下御門外に撫育所」が建てられ、「右牀之者えは朝夕食物は勿論療養をも被成下」とされた。この財源は前月の九月十五日、犬甘兵庫知寛が藩主忠苗に示した小倉宝蔵の貯銀、それは二〇貫目入りの箱が四百余箱にのぼったという「公務をはじめ封内土民の撫育武備褒賞」のために蓄えられたものとされ、これが充てられたのであろう。寛政期の小倉藩家老でさまざまな改革をしたものの「後来の罪惡」(「小倉藩政・歴代藩主六・忠苗」二三頁)によって失脚、その事跡が判然とはしない犬甘は、しかし、翌寛政十一年「於小倉去年領内の諸民救ひ之義被申出、依之今茲二月十五日より犬甘兵庫知寛をはじめ諸役人郡々え出張

救ひの銀子を施行せらる」(同上二四頁)といい、寛政十年「書付」に示された救済策は一部実現したと思われる。ただし、それは「持参之田地は不及申少々づつにても田畑作り増、百姓之根元田畑の大切な次第相弁へ居り合作方致出精」(同上二三頁)あるいは「郡中及困窮候如者、風儀に拘り候事に付別して儉約相立費無之様」(同上二四頁)という、藩側の百姓に対する規制・統制の原則の強制を伴ったものであったことは留意しておきたい。

規制の相互監視

このような藩側の統制・規制は、近世初期に制度的には成立していた五人組制度を通じて、村民相互に監視する体制の中、藩側からその効果が期待されただろう。天保七年(一八三六)の事例(「五人組申し合わせの事」有門家文書、『豊前市史』上巻、九七四頁)だが、これまで述べてきた生活規制にともなう内容が十分盛り込まれていることに気づく。摘記すれば以下のようである。

一、両親へ孝行・実儀専らにいたし、家内・従類睦敷、農業出精いたし候申し合わせの事

一、御年貢納方万事念を入れ、収納割り日延びに相成らざる様皆済致し候申し合わせの事

一、吉凶に付、聊の費えこれ無き様、格別の祝儀に付き、寄り合いの節一汁一菜、肴二種・酒三献限り、過酒に及ばざる様第一申し合わせすべし、仏事の節一汁三菜・無酒の事、其の外神事・祭礼等の節、相互に

往来致す間敷申し合わせの事

一、市中は勿論、他郡へも奉公に罷り出でず候申し合わせの事

一、市中へ罷り出で手寄りを頼み、色々の儀頼み込み候儀、相成らず、

申し出で度儀は筋をもって申し出で候申し合わせの事

一、他方へ罷り出で逗留致す間敷申し合わせの事

一、馬に乗らず申し合わせの事

一、他国神社仏閣抜け参り相成らず申し合わせの事

一、諸役目念を入れ相勤め候申し合わせの事

このように生活全般にわたり、孝行、農業出精、年貢皆済や諸役目勤め、儉約、奉公禁止や他所出の制限、馬乗禁止など、総じて藩側が作り出した諸秩序を受け入れることが期待され、それを守らせるべく五人組による相互監視という制度が取られているのである。

差別の強化

安永六年（一七七七）犬甘知寛が家老に就任した。翌七年、幕府は差別される人々の風俗をただすという内容の達を出したが、小倉藩では、幕府の達に独自の差別法令を添え書きして触を出した（『北九州市史』近世、四一二頁）。すなわち、被差別者は許可なく百姓家の戸口から中にはいることを禁止、雨天の場合には菰以外のかぶり物禁止、寺社や多くの人が出る場所、また願解き相撲・勧進相撲や芝居興行、あるいは火災現場の近くへ立ち入ること、挙動不審者・遊芸人・他国者を家に入れることなどが禁止された。穢多は藁

か引き裂き紙で髪をくくり、元結の使用禁止、牛馬の処理をした場合の後かたづけ、非人の取締を十分することとされ、非人は人の与えない物を無理に要求するなどわがままな行為禁止、小屋を出るときは常に首に袋を掛けて歩き、帯は幅の広いものを禁じ小さいものか縄を締めること、田畠作業はもちろん人に雇われても荷物を担ったり持ち歩いてはいけないとした。享保十三年（一七二八）の差別法令に比べ、差別強化が進められ、藩は以後、儉約令と同時に差別法令を出す施策を展開する。儉約令は、消費抑制による徴収強化とともに各身分の生活様式の規制をも意味し、これと差別法令がセットになっていた。

また天明期（一七八一～八九）には三年以降、天災による凶作続きで、天明五年には疫病も加わった。同六年、八年には暴雨風雨で凶作。天明七年には五万石の減収で、通常一〇万石から一十一万石の年貢収納高は八万石に満たない状況となった。このようななか、安永七年の差別法令が再度発布されている。寛政期（一七八九～一八〇二）には大雨・干ばつ・虫害など天災が繰り返し凶作の要因となった（『北九州市史』近世、四一二～三頁）。

寛政三年十二月には儉約令が出された（『豊津町史』上巻、九一六～八頁）。内容は「質素儉約」を基本に、徒党禁止、かぶり物規制、芸人への宿賃禁止、他国奉公の禁止、遊芸禁止、衣服や履き物・髪差物などの規制、寺社参詣や祭礼などの規制な

ど、多岐にわたった。このような生活規制を更に徹底したのが翌年二月の穢多・非人に関する差別法令であった(同上、九一八〜九頁)。これには、(1) 穢多による他国穢多との交渉や猿楽や勧進者との出入り禁止、(2) 穢多の衣服は無紋の青染めとし百姓に紛れた衣服使用の禁止、(3) 穢多と非人関係への庄屋関与、(4) 牛骨持ち歩きの禁止、(5) 穢多による賃雇を通じた非人使用の禁止、(6) 穢多による非人の手下支配の徹底、(7) 穢多による非人小屋見回りの徹底など、百姓身分からの穢多・非人身分の差別化の徹底を目途とした穢多による非人支配の強化といえるものであった。身分秩序維持と百姓町人身分の浮浪化の抑制、一体行動の抑制が眼目となっていた(史料は『京都郡誌』三三三〜三三六頁採録)。

田川郡の状況

いわば寛政期の犬甘の惣定免制は、村からみれば厳しいものであった。これを田川郡添田手永の大庄屋中村氏が天保四年(一八三三)で評価している(『演説申上覚』『小倉藩田川郡添田手永大庄屋記録集』七隈史料叢書六、二四九〜二五二頁)。つまり田川郡は「地免も宜作方仕入も手丈夫に仕御上納米も手早に皆納候由、尤も年の豊凶に寄り御検見の上相当の御物成引仰付られ来たり候」と、比較的良好な状況であったが、「近年困窮」になった原因は検見を実施しなかった「惣定免」にあるとした。

寛政五丑年より御検見無御座候様相成、享和二戌年迄拾ヶ年之間豊凶ニ

不相拘惣定免ニ而無御引之御取立被仰付、御郡中必至困窮仕、並々之百姓は不及申、古来より取続候高持百姓抱持之徳田・家財・諸色売払數百軒滅亡、人少と罷成無主悪田(アクテン)余計村作と相成、肥手入等不行届、稲作ニ不限畠作迄も難洪之村柄程作劣ニ相成、自然と地味相衰候間、上田も下田二位を落し御郡中衰微之基と罷成申候

このように豊凶にかかわらず定免となったため「御郡中必至困窮」となり、並百姓(無高百姓のことか)のみならず高持百姓まで田や家財などを売り払う始末で、數百軒が「滅亡」し、その結果、耕作人口も減少して「地味相衰」て「御郡中衰微之基」となったと嘆いている。

京都郡の農村状況

この時期の御建替仕法と本町域も含まれる京都郡の具体的な状況について、「寛政十三年条目」が参考になる(『小倉藩法令』『福岡県史資料』第四輯、五九六〜六〇二頁)。これは寛政十三年正月、京都郡の筋奉行(関又右衛門)から出されたものである。

全三二条からなるが、第一条で京都郡の農村状況が記される。同郡は本来、「人不足」のところ、近年、特に「莫大の余り地」が生じた。その余り地経営のために扱い米を拝領しているが、余り地の諸上納分に充当せざるを得ない。また手余り地が村の再生産に支障をきたさない村までも、手余り地で荒廃している村への融通米を支弁しなければならぬため困窮に陥っている。これは荒廃した村を余裕ある村が救済するとされ

る惣定免制のためであろう。そこで、郡中での合議の結果、救済米銀を藩から下付してもらい、余り地のないように新百姓の仕据えをはかりたいと結論した。「已前より立替の仕法等も有之候得共、兎角不致成就」と寛政六年（二七九四）からの建替仕法も成功していないとの主張は、本百姓救済を骨子とする村諸階層への課税対象の拡大策であろう。ここでは課税対象を無高百姓・遊民・諸職人・諸商人へ広げるという考え方を更に進め、これらの階層よりの新百姓の取立てを主張しているといえよう。そのための費用を藩へ願ひ出ているのである。

第二条以下は細目があるが、第二・三条には「日分け男」という名称がみられる。これは当時の農業経営の労働力としてあらわれた新しい奉公人で、「亭主の心掛けにて一ヶ年の日数に積り候ては、日分け男一人召抱候程の夫力」と、百姓の労働に對する出精次第では日分男一人分の労働力を生むとしている。日分男などを含めた小作人には増作させ、それでも残った耕地は新百姓に耕作させ、手余り地をなくすよう指示している。第七条では新百姓を仕据える村に小作地を所持している他村の地主には、今後三年間自作を申し付けるとし、新百姓仕据えを優先する意図が示されるが、第一〇条でも附下げ作を禁止している。これは耕作を請け負う者と年貢完納を義務づけられた村、つまり庄屋などの村役人とは契約して、手余り地の耕作を請け負った者に何らかの利益を保証する方法とみられるが（『北九

州市史』近世、三七六頁）、この禁止は請負・小作よりも百姓取立を優先する考え方が背景にある。また第一・一五条には他領や他郡からの新百姓・居住者への許可や優遇も決められている。

ところで第二八条は当時の百姓の家格意識と藩側の認識のずれを教えてくれる。すなわち「倒れ百姓」は「家業筋不心掛」で「家居田畠仕失」したにもかかわらず、「先祖の家筋」を申し立て祭座などで「上席に座付」のは「甚心得違」と断言する。

そこには、百姓とは「作高を以、立身」し「上よりも御用ひ被仰付」る存在とする藩側の認識があつた村・地域社会の構成員間にみられた階層秩序が、旧来からの家格によるものか百姓経営姿勢の反映とみられた持高（作高）によるのか。藩側は後者の立場からいわば新たな百姓存在の意義を提示するのである。

このような京都郡の事例からもこの時期・寛政期の農政の方針が、建替仕法に見られるように、手余り地の解消、そのため新百姓の仕据えと地主制の抑制、また事実上の階層変動に伴う百姓の意識は正にあつたことが分かる。

久保手永に對する ところでこの条目に具体的な地名（手永藩側の眼差し名）が一か条にのみ記される。それは勝山町域に重なる久保手永に關した第三〇条である。

一、久保手永の義は、前々より莫大の御米銀、年々願受、御損毛掛来候得共、何分にも不立直候、畢竟人氣風義惡敷、作方不勵み、上にもた



写真5—14 久保手永地域

れヶ間敷、庄屋共迄も心得方不風聞有之候、以来の義は下方の人氣立直り候様、為可申聞役々の心得、急度相改、手永立直り候様、可勤上事

久保手永は以前から多くの米銀受給（藩からの救済ないし拝借米銀を指す。田川郡金田手永の場合、商人などからの他借も含め文政十一年（一八二八）段階で米換算六〇〇〇石ほどあったという。「手永内村々借財ニ付演説差出」〔六角家文書「文政二年備忘録」〕にもかかわらず立直らず、かえって「人氣」が悪化し、耕作に専念せず、藩側の救済頼みの姿勢がみられるのは、庄屋層の心得方に問題があるとして、地域民の「人氣立直」（労働意欲と秩序意識の回復ということであろう）のため村役層

の心得を改め手永が立ち直るようにすべきとする。ここには、広大な手余地の発生をともしない藩側の救済を願い出ざるを得ない地域社会零落の背景の一端が、庄屋などの村役人のいわば職務意識の低下ないし変容に求められている。したがって第三一条では、久保手永の問題を念頭におきながら

京都郡や小倉藩領全体にも関わる問題である庄屋役について「庄屋役の義は身柄は軽く候得共、役前の義は至て重き勤方に候。（略）仮初ながら一村中を頭取老若男女の一身柄は勿論、御田地御取箇の御法、山林海川迄も御任せ被置候重き役柄に候得ば、下方疎不申様、上下御為宜敷相勉上事」と、庄屋役が村民の身上のみならず年貢徴収や山林海川の利用などを委任された「上下御為」に勤める「重き役柄」であると、改めて確認された。

出奔者と深まる 寛政十三年（一八〇一）、藩は出奔百姓の差別意識 捜査を村の責任とし、探し出した出奔百姓を被差別民とするよう定めた。これは天明七年（一七八七）、幕府が凶作で流浪した者を被差別民とする規定に類するものである。そしてこの法令で、穢多が普請や助郷、そのほか臨時の出夫をしないかわりに納入が定められていた夫役銭の免除と引き換えに、作高に応じて草履・草鞋を納めさせることになった。

被差別部落者には、人間が足の先に履くものを作らせておけばよい、百姓と同等の仕事はさせないという考えから、そのような作業を役目としておしつけた。特定の仕事の強制による差別感の強化といえる（『北九州市史』近世、四一七頁）。

善行者の褒賞

このような災害や農政の不備なども要因に生じた農村・地域社会の変化は小倉藩領のみの

問題ではなく、ある意味では全国的な問題であった。幕藩領主は、このような状況に対し、家族問題などを重視した農業経営の労働力の安定化を望み、親などへの孝行者、夫への貞節者、年貢などの早期納入者などを、善行者として褒賞する政策を展開した。幕府は、寛政元年、諸国単位に「孝義録」（菅野則子校訂『官刻孝義録』）を作成した。その凡例には次のように記される。

一、此書ハ寛政元年に命せられて、御料私領の善行ある者を書上しめ、国郡姓名褒美の年月を書つらね、褒美なきも国郡姓名をしるして世に伝ふ、見る人興起するの心あらハ風化の一助ともなりなんとて、その中に殊に優れたる者ハこれか伝をたて、書きつらねたる姓名の上に圈を加ふ、その品目ハ孝行者忠義者忠孝者貞節者兄弟睦者家内睦者一族睦者風俗宜者潔白者奇特者農業出精の類ひなり

一、孝ハ人の重しとする所なれば、他の善行多しといへとも孝行をもて題す、婦ハ孝と貞と軽重なし、ゆへに其行ひの至れる方にて名づく、孝子の忠を兼たるも又是に同じ

つまり御料（幕府直轄領）や私領（藩領・旗本領）を超えて「善行」者を全国からの報告に基づいて書き上げた書物で、具体的には孝行者・忠義者・忠孝者・貞節者・兄弟睦まじき者・家内睦まじき者・一族睦まじき者・風俗よろしき者・潔白者・奇特者・農業出精者などとされるが、これらの「善行」を「孝行」に代表させるといふ立場である。人間関係や労働組織の基

本である親子・夫婦・兄弟・親族という広義の家族意識に基づいた地域社会や支配関係の秩序回復ないし維持と考えられる。

領内の善行者

もう少し具体的に見てみよう。先述の幕府「孝義録」は、国単位に整理されている。小倉藩領にあたる豊前国の記載もありこのうち京都郡について摘記すれば、

孝行者 小笠原右近將監分京都郡行事村

百姓 彦右衛門 五三才 享保一六年 褒美

孝行者 同領京都郡西谷村

百姓 太作妻 さよ 三〇才 天明八年 褒美

孝行者 同領京都郡黒田村

百姓 卯吉 三九才 天明八年 褒美

の三名が見られる。現町域に関わる黒田の「百姓 卯吉」の名前も確認できるが、残念ながら他国にはみられる内容記述が豊前国については見られないため褒美理由などここでは詳細は分からない。しかし小倉藩には幕末期に郡代河野四郎の奨励によつて毛利正春が編述した「孝義旌表録」「同徴」「孝廿八人伝」などがある。これは元禄（一六八八～一七〇四）から文久期（一八六一～六四）にかけ藩領内の褒賞をうけた人々について記録したもので、文久二年より元治元年（一八六四）まで六郡の村々をまわり、慶応二年（一八六六）に編纂がなつたという。『福岡県史資料』続第一輯には伝存しているなかで、「孝

義旌表録目録」および京都・仲津・築城三郡の「孝義旌表録」、上毛・企救・田川三郡の同略伝、小倉城下の廿八人伝を掲載する。このうち目録によつて各郡手永ことの褒賞者数を一覧すれば、次のごとくである。

企救郡＝一三二人

津田（二八）・片野（二七）・城野（二三）・富野（二五）

今村（二三）・小森（二六）

田川郡＝一四二人

楠（二〇）・伊田（九）・添田（二六）・猪膝（八）

金田（五八）・上野（二二）

京都郡＝二一三人

新津（五七）・延水（五三）・黒田（五七）・久保（四六）

仲津郡＝一六〇人

元永（四八）・平島（三五）・国作（三七）・永井（二二）

節丸（一九）

築上郡＝九二人

椎田（二四）・八田（二九）・安武（二六）・角田（一三）

上毛郡＝一一二人

三毛門（四六）・友枝（三九）・岸井（二〇）・黒土（二七）

勝山町域が含まれる京都郡が領内六郡（上毛郡の岸井・黒土は小倉新田藩領）のなかで褒賞者数は抜きん出ている。人口比での確認はしていないが、当町域及び周辺には藩側が求める百

姓像に近い人々が真摯に生きていた証しともみられるが、反体制的な新たな社会的動きへの家族倫理観などを通じた藩側の抑止策とも考えられる。

勝山町域 前述の目録によれば、勝山町域の村別の褒賞者の善行者 数は次のごとくである。

黒田手永

上黒田（五）・中黒田（五）・下黒田（四）・上田（五）

箕田（四）・長川（二）・浦川内（二）・岩熊（二）

宮原（二）・矢山（三）・池田（二）

久保手永

新町（三）・御手水（五）・菩提（二）・上野（二）

図師（四）・飛松（二）・上久保（三）・中久保（二）

下久保（二）

久保手永の下田・平尾二村がみえないものの、全域にある意味で平均的にみられ、前述のように藩側の作為的な意図がみえなくもない。

では「孝義旌表録」の京都郡分で具体的に勝山町域の褒賞者について紹介し、このような点を更にもておきたい。前述の幕府「孝義録」掲載の京都郡三人は、いずれも「孝義旌表録」にも確認できる。このうち黒田村卯吉は寛延二年（一七四九）下黒田村生まれ。母は早く亡くなり、父清兵衛は安永八年（一七七九）、つまり卯吉三一歳のときに「中風」となり、卯吉が父

の「起臥を助け、折々父を背負て、宮寺に参り、又は田畠を見せて、父の心を慰めなどして、孝養を盡しける」というように、身体が不自由な父に一〇年間孝養をつくしたという。天明八年（一七八八）父の死亡時には食事を数日間とらないほどの落胆ぶりだったという。ここにはいわば身体障害の父の手足となった孝行者として卯吉は描かれ、その子孫（二男清兵衛・娘ゆき・ゆき末子健助・清兵衛子の木村清吉・清吉の弟彦助）たちが「御国恩報謝」のため米献上あるいは褒賞した旨を追記する。

ゆきは寛政七年（一七九五）、卯吉の娘として下黒田村に生まれ、吉国村仙吉に嫁した。文政七年（一八二四）の仙吉死去後も農業に精出し舅姑や子供三人を女手一つで養育したと描かれる。京都郡奉行や延永手永大庄屋・庄屋から褒賞をうけ、特に藩主忠徴初入国に際しては、木綿二反を献じ、藩主から「女は農業の間に紡績を営み、舅姑に能仕へ、子供を養育し農業を働く」として、綿を下賜された。いわば褒賞として綿には勤勉な「孝婦」の意味が象徴されよう。

上久保村に天保六年（一八三五）に生まれた庄之助は幼年で上稗田村庄左衛門の養子になったが、養子先は「極貧」で養父母も老年のため農業もできず、庄之助は他家奉公の給金で両親を養ったという。藩との関係で本記録を編纂した毛利正春は庄之助と実際に会い「貞実温和の風有りて、末頼しき若もの」と

の印象を記している。

以上のように、結局孝行者（養父母や女性であれば嫁いだ「家」の舅姑など）であることが子孫にいたるまで「国」（ここでは藩のこと）の恩・褒賞を受け、またこれへ謝意をあらわす、といういわばレトリックを見いだすことができよう。このようにみれば「善行者」の褒賞は藩側による体制維持の意図があるといえるのではなからうか。そして、かかる問題は次にみる近世後期の地域社会変容の中で、特に重要な意味を持つことになるのである。

第四節 近世後期の農政と地域社会

年貢徴収法

明和元年（一七六四）ごろ打ち出された検見がない惣定免制は村方に大きな負担を強いることになったことは先述したが、その傾向は漸次強まった。『郡典私志』によれば、「上検」という制度は、企救郡では寛政四年を最後に廃止され、他の郡については田川郡・築上郡ではみられたが、そのほかはないとしている。上検とは、破免を願い出ることを指し、藩の検見役の指示のもとに年貢料を決定することとで、坪刈などの煩雑な手続きを要した。かつては凶年のときに必ず行われ破免検見と称したという。このように減免措置であるにもかかわらず煩雑で費用もかかるという理由から、京都